

「平安ゆかりのキャラクター」の使用に関する要綱を次のとおり制定する。

令和 7 年 4 月 1 日

越前市長 山 田 賢 一

「平安ゆかりのキャラクター」の使用に関する要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、平安ゆかりのキャラクター（以下「平安キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（平安キャラクター）

第 2 条 平安キャラクターとは、別紙に定める紫式部、安倍晴明、清少納言、彰子及び藤原道長をいう。

（権利）

第 3 条 平安キャラクターに関する一切の権利は、越前市（以下「市」という。）に帰属する。

（使用）

第 4 条 平安キャラクターは、市の PR のために使用することができる。

（使用の申請）

第 5 条 平安キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ「平安ゆかりのキャラクター」使用許諾申請書（様式第 1 号）に、平安キャラクターの使用内容が明示された資料を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

（1）市、市教育委員会及び市議会議員が市の定めるデザインを変更せずに使用するとき。

（2）学校等（学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び同法第 124 条に規定する専修学校、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する認定子ども園並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）

第39条第1項に規定する保育所をいう。)が、教育の目的で市の定めるデザインを変更せずに使用するとき。

(3) 報道機関が、報道及び広報の目的で市の定めるデザインを変更せずに使用するとき。

(4) 国又は他の地方公共団体が、市の定めるデザインを変更せずに使用するとき。

(5) 越前市地域自治振興条例（平成17年越前市条例第7号）第2条第4号の自治振興会が、地域自治活動の目的で市の定めるデザインを変更せずに使用するとき。

(6) その他市長が使用を適当と認めたとき。

（使用承認の決定等）

第6条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る要件その他必要な事項について審査し、使用の承認の可否を決定するものとする。この場合において、申請が次の各号のいずれかに該当する場合は、承認しないものとする。

(1) 市の信用若しくは品位を害し、又はそのおそれがある場合

(2) 特定の政治、宗教、選挙の活動に利用されるおそれがある場合

(3) 平安キャラクターのイメージを損なうおそれがある場合

(4) 不当な利益を得るために利用されるおそれがある場合

(5) 法令や公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合

(6) 自己の商標又は意匠として、独占的に使用されるおそれがある場合

(7) 越前市暴力団排除条例（平成23年越前市条例第17号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者に益するおそれがある場合

(8) その他、平安キャラクターを使用することが不適當と認められる場合

2 市長は、前項の規定による平安キャラクターの使用の許諾の可否を決定したときは、「平安ゆかりのキャラクター」使用許諾・不許諾通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、条件を付することができる。

(使用料)

第7条 平安キャラクターの使用料は、無料とする。

(使用許諾期間)

第8条 平安キャラクターの使用許諾の期間は、市長が認めた期間とする。

2 前項の期間満了後において、引き続き平安キャラクターを使用しようとするときは、第5条に規定する使用許諾申請を行わなければならない。

(遵守事項)

第9条 平安キャラクターの使用許諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) この要綱に規定する使用目的及び申請内容に沿った適切な使用を行うこと。
- (2) 別紙に定められた色、形等に従って平安キャラクターを正しく使用すること。ただし、市長が特に認めたときは、この限りではない。
- (3) 平安キャラクターの全部又は一部に、知的財産に関する一切の権利を新たに設定又は登録しないこと。
- (4) 許諾を受けた平安キャラクターを使用する権限の全部若しくは一部を第三者に譲渡させないこと。
- (5) 平安キャラクターを使用して、虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (6) 物品等の製造を第三者に委託する場合は、受託者がこの要綱の規定に違反することがないように管理及び監督のために必要な措置を講ずること。
- (7) その他各種法令を遵守すること。

(許諾内容の変更)

第10条 使用者は、使用許諾を受けた平安キャラクターの使用内容を変更しようとするときは、「平安ゆかりのキャラクター」使用内容変更許諾申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、平安キャラクターの使用内容の変更の許諾の可否を判断し、「平安ゆかりのキャラクター」使用内容変更許諾・不許諾通知書（様式第4号）により、使用者に通知するものとする。

(使用許諾の取消し)

第 1 1 条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、平安キャラクターの使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第 6 条第 1 項各号の規定のいずれかに該当するに至ったとき。
- (3) 使用許諾の条件に違反したとき。
- (4) 虚偽の申請その他不正な行為により、使用許諾を受けたとき。
- (5) 故意又は過失により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
- (6) その他市長が使用許諾を取り消すことが適当と認めたとき。

2 前項の規定による許諾の取消しを受けた使用者は、速やかに平安キャラクターの使用を中止しなければならない。

3 市長は、第 1 項の規定により使用許諾を取り消したときは、その使用者に対し、当該物品の回収を求めることができる。

4 市長は、第 1 項の規定による使用許諾の取り消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用責任)

第 1 2 条 使用者は、平安キャラクターの使用に起因する事故、苦情又は第三者との紛争が生じたときは、その旨を速やかに市長に報告するとともに、自己の責任と負担において対応するものとする。この場合において、市は、損害賠償、損失補填その他一切の責任を負わない。

2 使用者は、平安キャラクターの使用に関し、故意又は過失により市に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

(使用の非独占性等)

第 1 3 条 この要綱による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマーク等を使用する権限を付与するものではない。また、使用者又は使用対象物等について市が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第 1 4 条 市は、この要綱による使用許諾の申請に要した費用並びに使用の実施に係る経費及び役務を負担しない。

（使用実績の報告）

第 15 条 使用者は、平安キャラクターを使用した物品等が完成したときは、速やかに当該物品等を市長に提出しなければならない。ただし、物品の提出が困難である場合は、当該物品の写真等を提出するものとする。

2 市長は、使用者に対し、平安キャラクターの使用実績について、資料の提出又は報告を求めることができる。

（差止請求等）

第 16 条 市長は、平安キャラクターの著作権を侵害し、又は侵害するおそれがある場合において必要と認めたときは、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 112 条に規定する差止請求その他必要な措置を講ずることができる。

（情報の公開）

第 17 条 市は、平安キャラクターの利用促進を図る観点から、使用許諾の状況等について情報を公開することができる。

（その他）

第 18 条 この要綱に定めるもののほか平安キャラクターの取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の前までに、「平安ゆかりのキャラクター」の使用に関する要綱（令和 5 年 2 月 14 日福井県観光連盟施行）第 5 条第 1 項の規定によりなされた平安ゆかりのキャラクターの使用許諾については、この要綱の相当の規定によりされたものとみなす。